

マージン率の公開について

2012年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

今年度における情報提供として下記の通り公開いたします。

マージン率などの情報について

- ① 2020年6月1日付 派遣労働者数 99名
- ② 2019年度 派遣先事業所数(実数) 24事業所
- ③ 2019年度 労働者派遣に関する料金の平均額 17,544円(8時間 全業務平均)
- ④ 2019年度 派遣労働者の賃金の平均額 12,469円(8時間 全業務平均)

※ ③、④の派遣職種 製造技術者、その他の技術者、生産関連事務従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、製品検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者、運搬従事者、包装従事者

- ⑤ 2019年度 マージン率 平均 28.9%

※上記のマージン率には法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等、弊社の運営経費が含まれます。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
キャリアアップ教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口	河野 康行	電話番号	052-919-1281
------	-------	------	--------------

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

駐車場・食堂・休憩室

が利用可能

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

協定書の有効期間終期

2021年3月31日

協定労働者の範囲

07開発技術者、08製造技術者、10情報処理技術者、11その他の技術者、25一般事務員、26会計事務員、27生産関連事務員、28営業・販売関連事務員、29外勤事務員、30運輸・郵便事務、31事務用機器操作の職業、32商品販売の職業、33販売類似の職業、34営業の職業、49生産設備(金属)、50生産設備(金属除く)、51生産設備(機械)52金属材料製造等、54製品製造・加工処理、57機械組立の職業、60機械整備・修理の職業、61製品検査(金属)、62製品検査(金属除く)、63機械検査の職業、64生産関連・生産類似、68その他の輸送の職業、69定置・建設機械運転、75運搬の職業、76清掃の職業、77包装の職業、78その他の運搬等の職業